



川越町にお住まいの方へ

子ども医療費助成制度



令和3年

9月から

小・中学生も

窓口負担が無料になります！

● 窓口負担無料の対象年齢

令和3年8月診療分まで

未就学児
(小学校就学前まで)



令和3年9月診療分から

未就学児および小・中学生
(中学校修了まで)

● 窓口負担無料の対象医療機関等

(医科・歯科・調剤薬局・訪問看護ステーション)

未就学児	NEW! 小・中学生
三重県内の 医療機関等	川越町、四日市市、菰野町、朝日町、 桑名市、木曾岬町の医療機関等

Q 受診するときはどうするの？

医療機関等の窓口で「現物給付子ども福祉医療費受給資格証」を提示してください。

Q 窓口無料にならないのはどんなとき？

次の場合は窓口無料の対象となりません。

- ① 窓口無料化に対応していない医療機関等を受診したとき
- ② 紹介状なしの200床以上の病院での初診等で選定医療費がかかるとき
- ③ 医療機関等の窓口で「現物給付子ども福祉医療費受給資格証」を提示しなかったとき
- ④ 国民健康保険加入の方で入院等の際に限度額適用認定証を窓口で提示しなかったとき

※ 保険外診療分や独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害給付の対象となるものについては、子ども医療費の助成を受けられませんのでご注意ください。

